

ID: 20

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立学校施設使用条例 第3条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第78号		
【根拠条文】 (使用許可) 第3条 使用の許可は、委員会が学校長の意見を聞いて学校教育上支障がないと認められたときに行う。ただし、法令に定めのあるときはこの限りでない。 2 委員会は、前項の規定による許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第4条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の制限) 第4条 委員会は、使用が不相当と認めるときは、使用を許可しない。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日